

一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例

平成21年 3月30日滋賀県条例第29号

改正 平成24年 7月18日条例第50号

平成25年 5月 1日条例第50号

(目的)

第1条 この条例は、県が一般社団法人滋賀県造林公社（昭和40年4月1日に社団法人滋賀県造林公社という名称で設立された法人をいう。以下「造林公社」という。）の債務（旧財団法人びわ湖造林公社の債務を含む。）の一部を引き受けたことに伴い、造林公社の経営状況が県財政に多大な影響を与えることに鑑み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第3項において準用する同条第1項および第2項ならびに同法第243条の3第2項に定めるもののほか、県が造林公社に対する特別な関与を行うことにより、造林公社の健全な経営を確保し、もって県財政の健全化および県が造林公社とともに実現しようとする行政目的の効果的な達成に寄与することを目的とする。

(特別な関与)

第2条 知事は、造林公社に対し、規則で定める経営に関する計画を策定し、その内容を報告するよう求めるものとする。

2 造林公社は、前項の計画を変更したときは、その内容を知事に報告するものとする。

3 知事は、造林公社に対し、毎事業年度終了後、事業の実施状況その他規則で定める経営に関する事項について自ら評価を行い、その結果を報告するよう求めるものとする。

4 知事は、造林公社の健全な経営を確保するために必要と認められるときは、前3項の規定により報告を受けた事項について、必要な指導または助言を行うものとする。

5 知事は、第1項から第3項までの規定による報告を受け、および前項の規定による指導または助言を行ったときは、それらの内容を議会に報告しなければならない。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成24年条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の
特別な関与に関する条例施行規則

平成21年4月1日滋賀県規則第24号

改正 平成24年7月18日規則第54号

平成25年5月1日規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例(平成21年滋賀県条例第29号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(経営に関する計画)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める経営に関する計画は、造林公社(条例第1条に規定する造林公社をいう。以下同じ。)の経営が予定されている期間における長期の経営見通しおよび目標に関する計画(以下「長期経営計画」という。)ならびに長期経営計画の目標を達成するため必要な事項を定めた5年を1期とする経営の改善に関する計画(以下「中期経営改善計画」という。)とする。

2 長期経営計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 経営の方針に関する事項
- (2) 収支の見通しに関する事項
- (3) 組織体制に関する事項
- (4) その他健全な経営の確保に関し必要な事項

3 中期経営改善計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 森林整備に関する事項
- (2) 木材の生産および販売に関する事項
- (3) 財務状況の改善に関する事項
- (4) 組織体制の改善に関する事項
- (5) その他経営の改善に関し必要な事項

(自ら評価を行う事項)

第3条 条例第2条第3項に規定する規則で定める経営に関する事項は、前条第3項各号に掲げる事項とする。

(報告を求める評価の内容)

第4条 知事は、条例第2条第3項の規定により、造林公社に対し、自ら評価を行い、その結果を報告するよう求める際には、中期経営改善計画に定めた第2条第3項各号に掲げる事項ごとに実績を明らかにし、その達成状況を評価し、およびその要因を分析した上で、次年度以降の事業の遂行に当たり必要な取組を検討するよう求めるものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。